

平成 27 年 6 月盛岡市議会定例会
特別委員会調査報告書

平成 27 年 6 月 30 日提出

危機管理・災害対策特別委員会

いわて国体推進特別委員会

I L C 誘致及び国際都市づくり調査特別委員会

次世代健全育成特別委員会

平成 27 年 6 月 30 日

盛岡市議会議長 金 沢 陽 介 様

危機管理・災害対策特別委員会
委員長 佐 藤 千賀夫

委員会の調査報告書

本委員会に付託された調査事項について、調査の結果、別紙のとおり決定しましたので、会議規則第 70 条の規定により報告します。

平成 27 年 6 月盛岡市議会定例会

危機管理・災害対策特別委員会調査報告書

平成 27 年 6 月 30 日提出

平成 23 年 3 月 11 日、マグニチュード 9.0 によって引き起こされた未曾有の東日本大震災。消防庁の発表では、平成 27 年 3 月 1 日現在、死者 19,225 人、行方不明者 2,614 人、合わせて 21,839 人（関連死を含む）、住家全半壊約 41 万棟と報告されております。一方、平成 23 年 6 月、内閣府試算の経済被害額は概算で約 16 兆 9,000 億円と推計されておりますが、未だ原発被害等の収束はなされておらず、その被害額は計り知れません。今もなお、被災地で、また避難先で、被災者の多くの方々が困難な暮らしを続けている状況です。

盛岡市においては、平成 25 年 8 月に岩手県と秋田県を中心に、降り始めからの雨量が 125 ミリとなる記録的な大雨により、市内各地で土砂崩れ、道路や農地等ののり面崩壊が発生し、人的被害 6 人や住家 5 棟の全壊を始め、多くの住家、施設、農地等が浸水や大量の土砂・瓦れきの流入等による被害を受け、その被害額の概算は 16 億 9,500 万円となりました。さらに同年 9 月には大型の台風第 18 号の影響により、玉山区好摩地区において 9 月の観測史上最大の 1 時間雨量 42 ミリを記録、同区を流れる松川等が氾濫し、住家 2 棟の全壊を始め、多くの住家、施設、農地等が被害を受け、その概算被害額は 9 億 4,000 万円となりました。

このような事態に鑑み、平成 25 年 9 月 30 日に設置された当特別委員会は、本市の危機管理計画、体制、関係団体との連携等々を再点検し、地象災害・気象災害対策の探求、災害時の議会・議員の対応指針の作成等、安全・安心なまちづくりに資するために「過去の災害対応の検証と今後想定される危機の調査」、「危機に強い安全安心のまちづくり」、「防災減災対策における多様な連携の在り方」の調査研究を行うことといたしました。

しかしながら、調査活動中の平成 26 年 4 月 27 日にも、玉山区で林野火災が発生。平成 25 年 8 月の大雨及び 9 月の台風による災害時と同様に市から避難勧告が発令され、住民が避難する事態となりました。火災は風の影響もあり延焼が拡大し、人的被害、家屋被害は無かったものの、鎮火となった 5 月 5 日までの焼損面積は 78.35 ヘクタールに達し、被害額は約 1 億 5,000 万円とされております。

さらに国内では同年8月、広島市の住宅地を襲い、多くの被害者を出した大規模土砂災害、同年9月には50人以上の登山者が犠牲になる戦後最大の火山災害となった御嶽山の噴火災害も発生しました。

近年は地震、局所的な豪雨、豪雪、竜巻、河川氾濫や土砂崩れ、噴火等これまで経験したことのないような自然災害が多発し、財産や国土、時には人命さえも脅かされている状況があります。

これらの経緯を踏まえ、今後も発生しうる自然災害や危機事案から市民生活を守るためにとるべき対策等について、当特別委員会が行いました調査結果を次のとおり報告いたします。

記

1 これまでの調査活動について

当特別委員会では、次のとおり調査活動を行いました。

(1) 勉強会

ア 盛岡市の危機管理について (H26.1.28 開催)

現在の盛岡市の危機管理の現状と課題及び災害対策の現状と課題について、危機管理課長と消防防災課長の両名に説明を求めました。

イ 女性防災リーダー養成の取り組みについて (H26.7.29 開催)

もりおか女性センターの運営従事者2名をお招きし、女性視点での危機管理・災害対策、防災への取り組みについて聴取しました。

ウ 玉山区林野火災の対応と市の防災対策について (同上)

玉山区林野火災の対応と課題、5月31日に実施された盛岡市災害対策本部運営訓練の概要、成果及び課題並びに本市の避難勧告等の判断基準の策定について、危機管理防災課長に説明を求めました。

エ 消防団の活動について (同上)

本市の消防団の団員の推移、配備車両、施設、活動等の状況について、消防対策室長に説明を求めました。また、盛岡市消防団団長、副団長の計4名をお招きし、消防団の状況や日頃の所感、大雨災害、林野火災時の活動体験と所感、活動上の課題、装備の配備状況等を聴取しました。

オ 特別警報と市の防災対策について (H27.2.4 実施)

平成25年8月から運用された特別警報の内容と特別警報に相当する県内の過去の気象事例、市の防災対策への関わり、特別警報運用に伴う市の責務、義務事項や考え方について、危機管理防災課長

に説明を求めました。

(2) 行政視察

ア 静岡県小山町・神奈川県藤沢市・愛知県豊橋市（H26.2.4～2.6 実施）

小山町では、自然災害対策はまず地域特性を知ることとし、日頃から危機管理を支える裏づけデータの収集とその精査，処理能力向上，初動体制の整備，確立，また，目的を明確にした防災訓練の実施等を図り災害対策に取り組んでいると説明を受けました。

藤沢市では、災害時の議会・議員の対応を時系列で整理した行動原則について説明を受けました。また，自治体初のPFI的事業による消防と防災活動の中核を担う総合防災センターを視察し，民間のノウハウとシステムを生かしつつ，事業費の圧縮，財政負担の平準化を図っていると説明を受けました。

豊橋市では，結成率100%の自主防災隊の取り組みや防災リーダー養成事業，防災まちづくりモデル事業等の防災対策と南海トラフ巨大地震の想定被害等とその対策について説明を受けました。

イ 仙台市（H26.5.9 実施）

始めに仙台市議会議員から東日本大震災被災時の経験を踏まえて策定された議会の災害対応指針について，策定までの経緯や思いについて説明を受けました。その後，議会事務局より災害時の仙台市議会の対応について説明を受けました。特に大事なことは，指針や要綱を作って終わりではなく，議会全体として日頃から備えを怠らず取り組みを継続することであるとして，非常時の連絡訓練の実施や災害時連絡先確認カードを作成し議員に常時の携帯を促す等の取り組みをしていました。

ウ 盛岡東警察署（H26.7.29 実施）

ヘリポートを視察し，概要，ドクターヘリや防災ヘリコプターの出動状況，他都市の状況，運用の課題等について説明を受けました。

エ 鹿児島県霧島市・愛知県清須市・岐阜市（H26.10.20～10.22 実施）

霧島市では，新燃岳の火山災害対策として，避難計画は策定済みですが，御嶽山の噴火を教訓に整備済み避難ごうの見直しや新たな避難施設の整備等の再検討を行うこととしています。また，過去の新燃岳噴火による災害の際は，衝撃波により窓ガラスが破損する空振被害が大半であり，対策が必要であるとの説明を受けました。

清須市では，高齢化による自主防災隊の人材不足への対応策とし

て、105あった自主防災隊を38のブロック防災隊に再編し人材の確保を図っています。

災害情報伝達手段については、緊急速報メールは一度見ると情報が消えてしまうため、履歴が残る登録制メールでの情報提供体制を整備し、市民へ登録を推進しています。登録制メールは、災害情報のほか、避難所情報や休日当番医情報にも活用を図っていました。

また、水害対応ガイドブックは「気づきマップ」「浸水深マップ」「逃げどきマップ」の3種類があり、避難所に避難するか自宅の安全な場所に避難するかなど、今どの避難行動を取るべきかを家屋の種類や地域から判断することができると説明を受けました。

岐阜市では、長良川を始め多くの河川が市内に流れ、幾多の洪水被害に見舞われた歴史があり、平成5年には消防団から完全分離し水防活動に特化した専任水防団が発足しております。視察時の団員数は1,621名(定員は1,624名、3名の欠員)、一方、消防団は1,200名で、両団の兼任はありません。水防団は常日頃から訓練を行い、毎年実施される水防連合演習には中学生も参加し、参加者は2,000名を数える日本一の演習と言われています。また、総合治水対策等の水害対策について、内水対策や排水基本計画、浸水実績図の作成等の取り組みの説明を受けました。

オ 盛岡地方气象台 (H27. 2. 4 実施)

特別警報の導入の経緯、発表基準、岩手県において特別警報の対象となる過去の大雨事例、特別警報運用の効果と課題、気象庁が発表する情報と防災対応等について气象台長、气象台次長の2名より説明を受けました。

(3) 報告 (H26. 9. 12)

盛岡市議会災害時における対応の指針と盛岡市議会災害対策会議設置要綱の内容を協議し、議会運営委員会に協議結果を報告しました。

2 盛岡市の取り組み

(1) 危機管理専門員の採用 (H25. 9. 13)

盛岡市危機管理指針に基づく危機管理体制の強化のため、危機管理に関し豊富な知識と経験を有する自衛隊OBが、危機管理専門員として採用されました。

(2) 災害対策本部事務局体制の構築

I C S (1970年代に消防によって開発された災害現場、事故現場等

における標準化されたマネジメントシステム)を参考に、災害対策本部規程における各課の所掌業務の整理、役割の明確化、行動レベルの向上を目的として、事務局体制の構築を進めています。

平成25年10月から平成26年8月にかけて見直しの検討や試験的導入を行い、平成26年9月から施行されています。

(3) 危機管理の初動対応に関する要領の策定 (H26.4.1 施行)

危機管理の初動対応に必要な事項、所掌、手順等を標準化し、迅速かつ的確に対応することを目的に定められました。

(4) 災害対策本部運営訓練 (図上訓練) (H26.5.31 実施)

災害対策本部の事務局要員の対応力向上とマニュアルの実効性を検証することを目的に実施されました。

(5) 避難勧告等の判断基準の策定 (H26.7)

避難勧告を適時適切に発令するため、水害と土砂災害における避難勧告等の判断基準が定められました。

(6) 土砂災害防止用チラシの全戸回覧 (H26.9)

日頃からの土砂災害への備えの必要性と、市からの避難勧告等がない場合でも、土砂災害の前兆現象を確認した時は早めの避難が必要であることを市民に周知するため、チラシと地域の避難場所等を記載した防災マップを回覧しました。

(7) 管理者特別研修 (危機管理) (H27.1.16 実施)

危機管理に対する知識を習得し、職員の意識の高揚及び危機管理体制の充実を図るため、危機管理に関する実践的な考え方を学ぶことを目的に実施されました。

(8) 盛岡市避難行動要支援者避難支援計画の策定 (H27.4.1 施行)

災害時に特に配慮が必要となる避難行動要支援者に対する避難訓練や災害時の避難支援等について定めることにより、市と地域等との協働のもと避難支援を円滑にすることを目的に策定されました。

3 盛岡市の危機管理・災害対策の課題

(1) 全庁的な危機管理体制の確立

平成25年8月9日の大雨、同年9月16日の台風の災害時に、市が責めを負うべきでない事由があるにせよ、被害程度の把握の遅れや庁内の情報伝達体制に不備があったことは否定できません。これにより避難勧告が遅れるという事態を招きました。

危機管理には、各部局の情報交換、連絡調整の業務が必要であり、

かつ重要な業務となります。定められた指示命令系統の構築と全庁的協力のもとに危機管理体制の確立が求められます。

(2) 関係機関、自主防災組織等との情報共有と連携

担当する各部局においては、関係機関・団体による連絡会議の設置・運営等により、各自の取組状況や危機事象に関する知見等の情報交換、共有化を図るなど、想定危機事象に関する連携体制の整備に努める必要があります。また、危機に直面する自主防災組織等とは、情報共有と連携を密にすることが求められます。

(3) 市民への情報伝達体制の整備

防災行政無線（同報系）は、玉山区においてアナログ方式で利用されているものの、他の地域には整備されていません。現在は、協定を結んだラヂオもりおかによる災害時の割込み放送、消防団員や町内会役員、自主防災組織役員に対するメール送信等により対応していますが、防災行政無線のデジタル化への対応や防災行政無線が整備されていない地域での情報の一斉伝達体制の整備が求められます。

(4) 消防団（水防団）の人材・資機材不足、水防活動訓練の充実

全国の他の自治体同様、本市も消防団（水防団）の人材の不足が課題となっています。女性団員の拡大、事業者への協力要請等対策を施していますが大きな成果を得ていませんので、充足率向上の取り組みに一層の工夫が求められます。

平成 25 年の大雨・台風災害の経験から、特にも水防団に係る資機材の整備が急務であり、併せて水防活動訓練の充実の必要性が特に高いものと考えます。

(5) 避難所の運営

東日本大震災、平成 25 年の大雨・台風災害、平成 26 年の林野火災において、避難所を開設しました。それぞれで課題があり改善を継続してきています。その中で、避難者への情報伝達、避難所間の情報共有、支援の受け入れ体制、市職員の迅速で的確な配置が課題として挙げられています。

(6) 火山災害への対応

岩手山は、火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山として火山噴火予知連絡会によって選定され、気象庁がその火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視しています。平成 26 年の御嶽山噴火によって火山災害への備えについて課題が指摘されました。本市も既に防災マップに岩手山火山災害対策図を掲載し、被害範囲の想定を行

っていますが、市民の関心が低い状況にあります。

(7) 土砂災害危険箇所への対応

傾斜が急な山が多い日本は、台風や大雨、地震等が引き金となって、がけ崩れや土石流、地すべり等の土砂災害が発生しやすい環境にあります。市内には 596 箇所の土砂災害危険箇所があります。土砂災害の被害を防ぐためには、一人ひとりが土砂災害から身を守れるように備えておくことが重要であり、市民が適切な避難行動を取ることができるよう情報提供や啓発の取り組みを充実する必要があります。

(8) 議会・議員の災害対応

議会・議員は、災害時には当局が災害対応に専念できるよう必要な協力、支援を行います。国、県及び関係機関に対し適時適切な要望活動を行い、当局の復旧・復興の取り組みをバックアップすることが求められます。

4 今後の取り組み

(1) 庁内の体制

当局の危機管理において、平時における事前予防体制では、情報収集及びその伝達体制の整備に努め、応急対応時においては、情報収集及び伝達の精度・速度を高めることが重要です。そのためには全庁的な危機管理意識の統一が前提となり、それぞれの権限と責任を自覚し最大限の対応が取れる体制の構築を求めます。

また、災害対策には、東日本大震災以降、広域での自治体の連携や官民の枠を超えた民間事業者との連携が効果を発揮することは明らかになっており、多様な団体や事業者と災害時における相互応援の協定を結ぶ必要があります。

(2) 水防団の充実

本市においても大雨、台風による被害が多くなってきており、水防団活動による減災の取り組みの重要性がこれまで以上に増しています。装備の充実は当然として、水防活動訓練の充実と予防措置への自主防災組織との連携等減災への具体的な取り組みを早急に行わなければなりません。

(3) 市民への防災意識の啓発

災害時において自らを守るための自助・共助の重要性の理解を市民に求めると同時に、避難行動を視野に入れたハザードマップの作成等市民の自助行動の向上に資する取り組みが必要です。併せて、自助行

動の向上には、防災意識の向上が必要であることから、小中学校等における体系化された防災教育や地域の防災活動の中心的役割を担う防災リーダー養成の取り組みを充実させる必要があります。市民向け防災手帳の発行等、市民の防災への関心を高めるようなグッズの作成も考察に値します。

また、実効性のある自主防災組織の育成支援を行っていかねばなりません。規模や構成にこだわらず全地域での設置と質的向上を目指した支援をすべきです。

(4) 市民への情報伝達体制の確立

自助・共助が有効に実行されるためには、市民への情報伝達が適時に確実に行われる必要があることから、地域の情報拠点の整備が必要です。また、防災ラジオの普及等、多様な手段を検討し、確実な情報伝達体制を確立する必要があります。

(5) 女性の視点を生かした災害対応

東日本大震災等の災害の経験から、災害時における女性の役割が注目されるとともに、地域防災に女性の視点を取り入れることが重要となっています。避難所の運営等は特に女性の視点を取り入れることで運営がスムーズになることから、女性の視点を災害対応に生かす取り組みを求めます。

5 結び

先の東日本大震災において、釜石の奇跡といわれたものは、「津波でんでんこ」つまり「津波が来たら、とるものもとりにあえず、肉親にも構わずに、各自でんでんばらばらに一人で高台へと逃げろ」という教訓を実践することによって釜石の多くの人々が助かったというものです。自分の命は自分で守るという典型的な教えとなっていますが、自分の安全の次は、近隣の安全を守る行動を起こさなければなりません。この行動で災害情報から隔絶した人や弱者を救うことができ、次に公的な救援がなされる場合が多いので、この自助・共助がいかに大事なものであるか啓発し自助・共助意識を向上させる必要があります。そして、この行動の全てには、正しい情報を収集することが求められます。市当局は、自らも危機を予防し、危急時対応においては、正しい情報を素早く収集し活用する体制を確立しなければなりません。市民への伝達を含めた活用を行わなければ、市民を守ることは難しいと言えます。

危機や災害への対応は、新たな危機への対応によって、あるいは研究

結果に基づき対策を常に見直し更新する取り組みが求められます。

当特別委員会の調査報告が、危機管理・災害対策の重要な情報・提言になるようお願いしまして報告といたします。

平成 27 年 6 月 30 日

盛岡市議会議長 金 沢 陽 介 様

いわて国体推進特別委員会
委員長 宮 川 寿

委員会の調査報告書

本委員会に付託された調査事項について、調査の結果、別紙のとおり決定しましたので、会議規則第 70 条の規定により報告します。

いわて国体推進特別委員会調査報告書

平成 27 年 6 月 30 日提出

最近は国体開催を機に、都市整備や施設整備を行うという傾向は影を潜め、財政的な負担を極力抑え、市民総参加によって成功させようとする方向へと変化してきました。

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会も、かつての国体開催から、変化をしてきた国体としての開催が求められています。

当いわて国体推進特別委員会に与えられた役割は、先述した状況やその変化を踏まえ、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の成功はもちろんですが、国体開催を通じて、スポーツの振興、観光や地域の活性化に資する大会をどのように準備段階から構成していくかということだと理解し、活動を続けてきました。

そのために、先催県の行政視察を実施すると同時に、岩手県、盛岡市における準備状況や課題についても、特別委員会を開催し、国体推進局から報告を受けてきました。また、競技会場の行政視察を実施し、整備状況などについて把握をしてきました。その調査結果について、次のとおり報告いたします。

記

1 国体の歴史

国民の間にスポーツを普及させ、国民の体力向上や体育の振興などを目的として、1946年、昭和21年、京阪神地域を中心に第1回国民体育大会は開催されました。その後、各都道府県持ち回りで毎年開催されてきました。第3回大会からは都道府県対抗となり、1961年からは、スポーツ振興法に定める重要行事として、日本体育協会・文部科学省・開催地都道府県が三者共催する国内最大のスポーツイベントとして、冬季・春季・秋季大会が実施されましたが、1998年には、開催予定の7県から大会の簡素化や効率化の要望書が提出されました。長期経済不況による自治体の財政問題や、スポーツの国際化によるトップアスリートの国体への不参加を初めとした課題を踏まえ、日本体育協会は、「国体改革2003」をまとめました。

2013年、平成25年に、同協会はそれまでの国体改革の指針としてきた「新しい国民体育大会を求めて～国体改革2003～」にかわる新しい指針として「21世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」を策定し、諸事業に積極的に取り組んでいくこととしています。

このような歴史を経て、昨年（2014年、平成26年）開催された長崎国体まで69回の歴史を重ねてきました。

2 いわて国体に向けた取り組みと課題

第71回国民体育大会は、完全国体として岩手の地で開催され、「広げよう感動。伝えよう感謝。」がテーマです。希望郷いわて国体は、2016年、平成28年1月27日から31日まで及び2月20日から23日まで冬季大会、10月1日から11日まで本大会、希望郷いわて大会は10月22日から24日まで開催されます。

1970年、昭和45年、第25回国民体育大会が岩手県で初めての国体として開催されました。大会テーマは「みんなの国体・のびゆく岩手」、スローガンは「誠実・明朗・躍進」。実施競技は、夏季大会4競技、秋季大会28競技。参加人員は、夏季大会約4,000人、秋季大会約17,300人という規模でした。

当時は、高度成長期のただ中ということもあり、国体開催県では都市の整備が行われるケースが多く見られました。岩手においても、国体に合わせて、県営体育館や県営運動公園が整備されました。また、盛岡から各国体会場まで約2時間30分以内で行けるように幹線道路が整備され、盛岡市においても、4車線の盛岡バイパスが舗装工事を待たずに全線開通しました。

現在、施設整備については、市立太田テニスコートの改修が終わり、冬季国体開催を照準に建設が進められてきたわけではありませんが、「盛岡市アイスリンク」も準備が進められています。心配された水泳競技会飛込プール仮設上屋工事も、委託受注業者の募集が開始されております。

課題は、最近の労務単価及び資材の高騰等による入札不調や工事の遅れであります。これは、競技会場に関する工事だけではなく、国体開催に合わせて整備が予定されている、盛岡駅東口・西口の交通改善なども含めた工事全般についてであります。後戻りの許されないものであることから、常に進捗状況を把握しながら、適切な対応が求められています。

3 施策の提言

(1) 本大会前までに再検証をせよ

希望郷いわて大会に関する会場の整備については、再度関係者や関係する団体の方々に、会場を見ていただき、率直な御意見を聞く必要を感じています。これまでも十分な対応をしてきているとは思われますが、再度の検証をお願いしたいと考えます。障がいを持った方々の盛岡に到着してから宿泊先までの交通手段、宿泊先から競技会場までの移動手段、競技会場における必要設備の状態など、検証の対象は多岐にわたると考えます。であるからこそ、再度の実施を要請します。

盛岡駅に到着してから宿泊先まで、宿泊先から競技会場までの交通の確保は重要な課題であります。移動は主にバスになると考えますが、その確保を確実にしていかなければなりません。交通渋滞対策も十分に検討される必要があります。競技運営をスムーズに行うためにも、来盛した選手団、役員団に不快感を与えないためにも、今後関係者や警察との連携を取っていくことが求められます。

もう一つは、競技会場の駐車場問題です。競技会場となる付近の市民からは、「大会が開催されるたびに、交通渋滞や違法駐車に悩まされている」との声が聞かれます。事前の周知や駐車スペースの確保、公共交通の充実と利用促進など、早い時期からの対応が必要であります。早く方向性を定めていくことが、問題を解決していく上で一つの有効な手段となります。重ねて言いますと、競技会場付近の市民の要望を実現することも、国体成功の大きな鍵となることを念頭に置くべきであります。

(2) 積極的な情報発信をせよ

これまで市民意識の盛り上がりを意識し、ポロシャツやピンバッジの販売を行ってきました。その都度市民のみなさんから聞かれることは、「どこで売っているの」「いつから売っているの」「まだ売っているの」「幾らするの」であります。市民への周知はしているとは思いますが、結果として、なかなか市民に伝わっていないという現実を直視し、改善するための一考をお願いしたいと考えます。

市民から聞かれる声は、「国体が見えない」「身近に感じられない」というものであります。時期的なものも関係しているかは考えますが、情報の発信が不足していると捉えるべきであり、先述したことは、その一例であると思われまます。これから、準備が具体的に進んでくると、市民の目に国体が映ってくると思われまます。それを待つのではなく、大会

の成功を期する観点からもしっかり取り組んでいくべきであります。

さきの第 25 回国体は、みちのくの素朴な人情が好評を博したとされています。これが、今第 71 回国体でも大切にされるべきであり、いわゆる「おもてなし」であります。

(3) おもてなしの心で盛岡らしさを前面に

①花のまち盛岡

おもてなしの心で迎える。これはどこでも考えられていることであります。だとすれば、「盛岡らしさ」をその中に生かしていくことを考えていかななくてはなりません。きれいな花でまちを飾ることも考えられています。プランターに花を植え、まちを飾ることも準備されています。今後、会期が近づくとつれその確度は上がってくるものと考えますが、そこにどれだけの市民が参加してくれるかが形態としてではなく、内容による成功が隠されています。ハンギングバスケットも準備されていますが、これこそ盛岡らしさを象徴できるおもてなしの一つではないでしょうか。ビクトリア市との友好関係を生かした取り組みがあれば、来県した選手団にそれが伝われば、更に大きな効果を生み出してくれるのではないのでしょうか。

②清潔感あふれるまち盛岡

花で飾るだけではなく、「きれいな盛岡」を感じてもらうこともおもてなしの大切な要素です。ごみのないまち、清潔感あふれるまちを市民の協力を得てつくっていくことも考えていく必要があります。

親切なまち盛岡をつくることもおもてなしの重要な要素と考えます。先述しましたが、さきの第 25 回国体で、みちのくの素朴な人情が好評を博したことに学ぶ必要を感じます。笑顔であいさつ、尋ねられたことに親切に対応することなどであります。競技会場や宿泊施設だけではなく、いわゆる、日常の中に親切をつくり上げることでもあります。送迎バスに笑顔で手を振ることも一つではないかと考えます。

③親切なまち盛岡

親切は人だけが行うものではなく、来盛した皆さんが不自由を感じることなく、競技に集中できる環境を整えていくこともその要素ではないのでしょうか。案内所の設置やわかりやすい表示板など、いろいろな角度から考察していくことが必要です。

④食文化のまち盛岡

盛岡の食文化を味わってもらうこともおもてなしの一つではないでしょうか。盛岡冷麺，わんこそば，じゃじゃ麺の盛岡三大麺を中心に，素朴な郷土料理の提供は考えられていることではあります。問題は，それを可能な限り安価で提供できるかということです。行政としてもその必要性を認識しているのであれば，民間のみなさんと十分に協議をし，最善の方法を考え出してほしいと思います。

盛岡市のおもてなしの中心となるのは，玄関口である盛岡駅。それと各競技会場，宿泊施設であります。その場所によっておもてなしの形態は変わってしかるべきですが，その根底に温かい心があってほしいものであります。

(4) 歓迎方法に知恵を絞ろう

盛岡駅での選手団を歓迎する方法はこれから具体化してくるものと考えますが，横断幕やのぼり旗，近隣の子供たちが手に旗を振っての出迎えや，郷土芸能での出迎えも考えられていることでしょう。会場においては，地元の食材を使った郷土料理が振る舞われるのも一般的のようです。郷土芸能の披露も，第25回国体では行われています。市民の参加も意識した取り組みをしてほしいものです。

宿泊先では，どのような体制をつくるのかこれから関係する業者との間で決められるものと考えますが，「心温まる」を基本とし，しかし，あまり過度にならないように，選手団が自由に時間を過ごせる工夫も必要ではないでしょうか。

「希望郷いわて大会」については，以上のほかに障がいを持った方々が安心して移動できる，過ごせる，競技に集中できる態勢をつくっていくことが必要です。施設整備と合わせて関係者との協議を十分に重ねて万全の体制で臨んでいただきたいと思います。ボランティアの確保はその全ての前提条件となります。

これから準備が進んでいくと，いろいろな物の製作やアイデアが必要となってきます。先日，市役所にカウントダウンボードが設置されました。これは県立盛岡工業高校の生徒の製作によるものです。これからも大学や高校等，学校との連携を深めていく必要があるのではないのでしょうか。また，一般市民から募ることもよいのではないのでしょうか。秀でた才能を持っている方々が意外と近くにいるものです。

各県選手を歓迎，応援するのぼり旗の作成は，小学校にお願いするこ

とにより、手づくり感のある、素朴で心のこもったものになると思われ
ます。

(5) 記録を残す

記録をどう残すのかも考えておく必要があります。記録を残すことは、
単に「記録する」ことにとどまるものではなく、活用の仕方を工夫すれ
ば、国体終了後のスポーツの振興に、あるいは市民が参加する、活動す
る記録として役立つものと考えからです。また、記録する活動を市民
や大学、高校、専門学校などに協力依頼することで、市民目線の記録と
して、市民がつくった国体の記録として残すことが可能となります。

スポーツの振興を考慮すれば、小中学校児童・生徒の競技観戦はしっ
かりとした対応をお願いしたいと考えます。既に計画されてはいますが、
リハーサル大会を観戦することによっていろいろな希望や要望が出てく
ることも考えられるので、集団での観戦という一つの切り口だけではなく、
別のチャンネルも可能であれば考えてもらえないものでしょうか。

(6) 感謝の心をいかにあらわすか

東日本大震災の復興支援に感謝する気持ちをどのようにあらわすのか
は、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会の大きなテーマです。被災地
では、いろいろな工夫を凝らした感謝を表現してくれるでしょう。その
気持ちと連帯し、県都としてどのようにあらわしていくのかを考えてい
かなければなりません。先述しましたが、玄関口である盛岡駅、競技会
場、宿泊先、それぞれで考えられることがあれば最良ではないでしょう
か。県が中心となって具体的な方向性を定めていくことが望ましいと思
いますが、それにとどまるのではなく、県都盛岡として主体的な方向性
を持つことが必要と考えます。被災地から感謝の気持ちをあらわした掲
示物を掲出する、被災地の郷土料理を振る舞う、特産品の販売を行う。
盛岡と被災地の子供たちの交流を通じて元気を取り戻していく姿を表現
するなど、実際に交流を重ねてきた方の意見や、ボランティア活動を続
けてきた方、派遣されている市職員からの意見など、幅広い声を集めそ
の中から発見したものをまとめ上げていくことも一つの方法ではないで
しょうか。それは同時に風化を防ぐことにもつながります。

4 結びに

この調査報告書をもって、当特別委員会の調査活動は終了となります。

国体推進局を中心に調査を重ねてきましたが、開催まで時間があることもあり、不十分な点を残さざるを得ません。当特別委員会の目的が、国体の成功はもちろんですが、大会の成功を通して、スポーツの振興、観光や地域の活性化を図っていくことであることを考えれば、まだまだ果たすべき役割は残されています。したがって、今回のまとめは一つの区切りとして慎重につくりましたが、残された役割を果たしていくために、次期改選後にも、「いわて国体推進特別委員会」と同じ役割を果たす、特別委員会設置の必要性を訴え、報告とします。

平成 27 年 6 月 30 日

盛岡市議会議長 金 沢 陽 介 様

I L C 誘致及び国際都市づくり
調査特別委員会
委員長 鈴 木 努

委員会の調査報告書

本委員会に付託された調査事項について、調査の結果、別紙のとおり決定しましたので、会議規則第 70 条の規定により報告します。

平成 27 年 6 月盛岡市議会定例会

I L C 誘致及び国際都市づくり調査特別委員会

調査報告書

平成 27 年 6 月 30 日提出

国際リニアコライダー（以下「I L C」という。）は、深さ約 100m の地下に全長約 30 km の直線状の加速器を作り、電子とその反粒子である陽電子を超高エネルギーで正面衝突させ、宇宙の始まりから 1 兆分の 1 秒後の状態を人為的に再現しようとするものです。物理の不思議を解明するとともに電子顕微鏡や陽電子放出断層撮影（P E T）等の最先端機器の研究開発に役立つものとされています。

現在、大型加速器としては、スイスのジュネーブにある欧州原子核研究機構（C E R N）の大型ハドロン衝突型加速器の 27 km が最大ですが、日本で計画されている I L C が完成すると全長約 30 km（将来の拡張性として 50 km までを見込む）となり、世界最大規模の大型加速器となります。

建設期間 10 年、運用期間 10 年の 20 年間を計測期間として推計すると、建設費は約 9,907 億円（建設期間の労務費を含む）、経済波及効果は約 4 兆 4,606 億円となり、全国で約 25 万人の雇用が生まれ、経済効果のほかにも科学技術や教育の発展のために大きな期待が寄せられています。

I L C は、世界にただ一つ建設される基礎科学の研究拠点であり、真の国際拠点となり得るものであります。I L C が実現すれば、岩手県が世界最先端の加速器研究拠点となり、東日本大震災から復興を目指す東北・岩手にとっても未来を切り開いていくための大きな起爆剤となります。

県内での I L C 誘致へ向けた機運の高まりの中で、2013 年 9 月に設置された当委員会は、本市における I L C 誘致に向けた取り組みと国際都市づくりの調査研究を行ってきました。その調査結果について、次のとおり報告します。

記

1 I L C 誘致に向けた取り組み

（1）県内の取り組み

① 一関市の取り組み

I L C の建設有力候補地となる一関市では、I L C 計画がどのようなものか、計画が実現されることにより地域がどう変わるかなど、I L C についての情報を知らせるために、概ね2箇月に1回、「いちのせきリニアコライダー通信 I L C ニュース」を発行しています。また、次代を担う人材の育成のために、最先端の科学技術や研究者と接し、科学技術に対する理解を深めるために、中学生をつくば市へ派遣する「中学生最先端科学体験研修会」や中高生を対象とした国際リニアコライダー講演会を実施するほか、商工会議所や産学官の研究交流会などにおいて、市長が自ら講演を行っています。

そのほか、I L C に関わる情報発信の一層の推進を図るためにフェイスブックとツイッターを開設し、市内外の取り組みや国内外の情報を発信するなど、I L C に対する市民の理解を深める努力をしています。

② 奥州市の取り組み

I L C の建設実現に向けて、医療や教育、都市基盤、産業振興など多くの課題がある中で、早急に取り組む課題として行政や医療機関の多言語対応、国際化を強力に推進するために「奥州市 I L C 推進員」の配置など、情報発信や人材の育成、行政情報の英語化等に取り組んでいます。

I L C が完成する時期において、地域での受け入れの中核を担い、今後の市の取り組みの中で大きな力となることが期待されている中学生を含む若い世代への対応として、I L C 計画への理解を深めてもらうために市内全中学校の2年生全クラスでI L C 出前授業を開催しています。

この授業は、N P O 法人に事業を委託し、実験学習やグループ学習を行いながら、I L C との関わりを考える内容となっています。

③ 本市の取り組み

本市においても、I L C 誘致に向けた講演や学習会が行われ、市民の理解や機運の醸成が徐々に図られてきていますが、具体的にどの程度進んでいるのかを把握できていないというのが現状です。

(2) 今後の取り組み

I L C 誘致に向けた講演会の参加人数や年代などを分析していくために、市民向けのアンケート調査を実施し、実態把握に努める必要があると考えます。

同時に、I L C の誘致に伴う環境や治安、安全性などの面での不安に対し、その解消に努めるよう誘致計画を進めるとともに、市民に対する説明を徹底し理解を求める必要があります。

I L C 誘致が実現した時に最も中心となる年代の現高校生や中学生など若い世代への対応としては、奥州市で行われている「中学校 I L C 出前授業」などを参考にしながら、本市においても I L C 計画について理解を深めるための事業を積極的に行っていく必要があります。

2 国際都市づくり

(1) 外国の研究者や技術者、その家族が安心して生活できる環境整備

① 現状

I L C のような大規模で国際的な研究施設を誘致する際には、研究者や技術者の受入を考えるだけでなく、その配偶者や子どもが安心して暮らすことができる環境整備が重要となりますが、本市においては総合的な環境が整備されていないのが現状です。

② 今後の取り組み

I L C 研究施設を誘致する周辺自治体として、研究者や技術者、及びその家族を受け入れるために必要な以下の点について提言します。

ア 役所の行政手続や公共サービス、住居の確保等、身近な生活に関わる相談窓口に外国語対応スタッフの配置を手厚くするほか、情報提供等のきめ細かな支援システムを構築するなど、ワンストップサービス環境を整備する必要があります。

イ 日常の買い物をする場所において、最低限の英語表記をする必要があります。

ウ 医療機関において、病気の症状を母国語（または英語）で説明し、適切な治療をしてくれる人や相談員を配置する必要があります。

エ 多言語での広報紙の発行や英語、中国語、外国人にも分かりやすい優しい日本語等での多言語ホームページ、SNSを活用した情報提供体制を構築していく必要があります。

オ 配偶者の就労機会の提供や地域住民との交流を図るための仕組みづくりを進める必要があります。

カ 外国人向けの住居を、民間との協力のもとに交通アクセスの充実している盛南地域に建設してはどうかと考えます。

(2) 育児・教育環境の支援体制と異文化交流の促進

① 現状

外国人研究者や技術者が最も望んでいることの一つに、育児・教育環境の整備があります。当特別委員会で視察した、沖縄科学技術大学院大学（OIST）には保育施設が整備されており、大学が成功している鍵となっています。しかしながら、本市においては、このような育児・教育環境の整備あるいはそれを支援する体制の構築が遅れている状況にあります。

② 今後の取り組み

外国人研究者や技術者に対する育児・教育環境の整備をする必要があるほか、本市で真に国際的な教育が提供されることと同時に、さまざまな国の人々が本市を訪れるため、国際化に向けた受入体制の構築や異文化交流についても促進していく必要があることから、以下の点について提言します。

ア 外国人の子どもを受け入れる保育環境の整備と受入体制の充実を図る必要があります。

イ 外国人の子どもが安心して教育を受けられる環境の整備として、インターナショナルスクールの創設が最も望ましいものと考えますが、そこには高額な授業料の問題や経営面の厳しさも課題として挙げられることから、既存の学校において、多言語対応が可能な教員を配置することや、インターナショナルスクールのサテライト校を開設する方法等も含め検討する必要があります。

ウ さまざまな国の研究者や技術者そしてその関係者が本市を訪れることを絶好の機会ととらえ、異文化交流を進めるための体制を整備する必要があります。

エ 外国人を受け入れるための準備として、コミュニケーション能力を培うための市民向け出前講座に「楽しく学べる英会話講座」などを新設する必要があります。

(3) 地元企業の参入を促すための仕組づくりと人材育成

① 現状

当特別委員会で視察したつくば市における国際戦略特区には、現在、国の研究機関の3分の1にあたる32の研究機関があり、2万人の研究者が従事し、日本最大の国際研究開発拠点を形成しており、200社以上のベンチャー企業が誕生しています。しかしながら、これまで基礎研究に重点が置かれていたために、研究成果が直ちに新事業や新産業に結び付いた例が必ずしも多くはない状況にあります。

② 今後の取り組み

I L C 誘致に向けては、まずは基礎研究を第一としながらも、研究成果が新事業や新産業として絶え間なく生み出されるような仕組づくりが必要と考えます。そして、そこに地元企業が参入できる分野や可能性などを見出し、地元企業の参入を促す体制を築いていくことで、地元企業の技術力の向上や新たな雇用・産業を生み出すことへつながると考えることから、以下の点について提言します。

ア 研究成果が新たな産業へ結びつくように、地元企業への情報と企業とのマッチングの機会を提供し、地元企業の参入を促す必要があります。

イ 地元企業が潤うような仕組づくりを構築していく必要があります。

3 結び

I L C の誘致については、岩手県の北上山地が有力候補地として挙げられていますが、文部科学省が所管する「国際リニアコライダー（I L C）に関する有識者会議」において、事業費や国際的な経費負担、人材の確保などの課題について2つの作業部会を設置し、2016年3月を目途に意見集約を行い、政府の誘致判断は早くても2016年内になる見通しとなっています。これまで約9,907億円とされる建設費の各国負担の見通しなどで、誘致に対して日本学術会議の検討委員会では「時期尚早」と慎重な意見も出されておりますが、有識者会議ではそのような指摘を踏まえ、国際的な経費負担や建設期・運転期に必要な人材の確保、経済波及効果などを検討することとしています。

I L C が実現することによって最先端機器の開発や新産業、雇用の

創出など経済面での大きな期待が持てるほかに、岩手県、そして県都である盛岡市が国際都市として役割を発揮できる大きな可能性を秘めています。

このような中で、日本全体の経済波及効果を検証し、そのことを日本国民に示し、理解を得ること、そして、これまで以上に県、市町村、民間が一体となって政府へ働きかけを行いながら、I L Cの誘致を実現させていく必要があるものと考えます。

また、本市としては、北上山地にI L Cが誘致された際に、その「中域交流範囲」の自治体として、海外の研究者やその家族を受け入れる国際都市としての役割を担う必要があります。しかしながら現状では、仙台市のように大学との連携やインターナショナルスクールなどの設置等において、必ずしも進んでいる状況にはありません。

本市でも国際都市としての役割を発揮していくために、海外の研究者やその家族等が居住できる環境整備のための方針を早期に具体化しながら、I L C誘致に向けた取り組みを進めていく必要があります。

平成 27 年 6 月 30 日

盛岡市議会議長 金 沢 陽 介 様

次世代健全育成特別委員会
委員長 伊 勢 志 穂

委員会の調査報告書

本委員会に付託された調査事項について、調査の結果、別紙のとおり決定しましたので、会議規則第 70 条の規定により報告します。

平成 27 年度 6 月盛岡市議会定例会

次世代健全育成特別委員会調査報告書

平成 27 年 6 月 30 日提出

平成 26 年に厚生労働省が発表した国民生活基礎調査によれば、日本の子どもの相対的貧困率は 16.3%と過去最悪を記録しました。それと同時に少子高齢化の進行、産業構造やライフスタイルの変化などによって子どもたちを取り巻く環境も大きく変わっています。平成 25 年度の「末子の年齢階級別に見た、仕事を持つ母親の割合」は 6 割を超え、盛岡市でも年度初頭の認可保育所待機児童数は 50 人以上となっています。

このような社会状況の中、非常に過酷な生活環境に置かれている子どもたちが増えています。平成 25 年度中に、全国 207 か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は速報値で前年度から 7,064 件増の 73,765 件と過去最多、小中学校の不登校児童生徒数は前年度から 6,928 人増の 119,617 人と 6 年ぶりに増加、同じくいじめ認知件数は 174,053 件で、中学校では減っていますが小学校では増加しています。

子どもの健全育成は各々の家庭だけではなく、社会全体が担っているという考えの下、平成 21 年には「子ども・若者育成支援推進法」、平成 24 年には「子ども・子育て支援法」が制定されました。盛岡市でもそれぞれ支援計画または事業計画が策定され、今後の子ども・若者施策の充実が課題となっています。

以上のようなことから、盛岡市議会としても「待機児童解消」、「少人数学級」、「学校施設等の教育環境整備」、「いじめ、体罰、不登校など学校内の事」、「虐待、貧困など家庭や地域に関わる事」などについて調査研究を行いたいという希望があり、平成 25 年 9 月議会において将来を担う子どもたちに関する項目を一新とした「次世代健全育成特別委員会」を設置しました。当委員会では「環境整備も含めた子育て支援」、「子どもたちを取り巻く、体罰・虐待・不登校・貧困の問題」の 2 点を大きな柱とし、さらに「子どもたちの社会参加の促進」を加えた 3 点を調査項目といたしました。先進地である大阪市、兵庫県、神奈川県、金沢市、奈良県、荒川区を視察すると共に、盛岡市内で「子ども支援」に関わる「もりおか若者サポートステーション」や「インクルいわて」など民間団体の方々からお話しを伺い、子どもたちの置かれている現状の理解を深めながら、盛岡の施策の在り方について調査活動を行って参りました。

調査活動を進めていく中で、調査項目とした「子どもたちの社会参加の促進」については、子ども支援・子育て支援の施策を推し進めた結果として成立するものと考えられましたので、今回の報告書は「子どもの健やかな成長と可能性を伸ばすための取り組みについて」と「子育て環境改善の取り組みについて」という二つの軸でまとめました。

未来を担う子どもたちの健やかな成長を育む地域社会は、一朝一夕に出来上がるものではありません。子ども支援に第一線で関わる行政職員や支援団体の方々のみではなく、全ての盛岡市民が積極的に関わる中で実現するものです。当委員会の報告が、その一助になることを願いまして、次のとおり報告いたします。

記

1 子どもたちの健やかな成長と可能性を伸ばすための取り組みについて

(1) 現状の把握と課題の整理

前述したように児童虐待の増加は全国的なものであり、都市と地方の差異はないと考えるべきでしょう。日本では貧困と児童虐待の関係についての調査はあまり行われていませんが、関連性が強いとも言われています。貧困や社会的孤立を原因とした児童虐待は、十分な支援があれば未然に、あるいは軽度のうちに防ぐことができる可能性があります。岩手県福祉総合相談センターによれば、平成25年度の盛岡市分児童虐待相談受理件数は178件にもものぼっています。なお、この数値は岩手県内の児童虐待相談受理件数(415件)の43%にもあたります。

平成16年に行われた児童虐待の防止等に関する法律の改正により市町村も虐待の通告先となりましたが、児童相談所の運営を行っていない盛岡市の取り組みは必ずしも充分であるとは言い難い状況です。中核市で児童相談所を設置している金沢市の「こども総合相談センター」によれば、児童虐待防止と被虐待児の支援のためには教育と福祉の連携が不可欠で、子どもが誕生してからライフステージが変更しても一貫とした「切れ目のない支援」を行う体制の構築が必須のものです。盛岡市の場合、まず最初に行わなければならないのは市内での子どもを抱える貧困世帯の実態把握と考えられます。このことは、貧困とストレスが重なった場合に児童虐待の危険性が一層高まるという側面があるからです。特に相対的貧困率が50%を超えるとと言われるひとり親家庭への見守りや支援は欠かせないものであり、実態把握は必須と言えるでしょう。

子ども・若者の気質も大きく変わっています。内閣府が実施した「平成 25 年度我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」の結果によれば、自己肯定感・自己効力感が低い、抑鬱傾向が強い、学校や職場への満足度が低いなどが示されています。また、自尊感情が不安定で、他者からの評価に著しく敏感な若年層が多いことも以前から指摘されていました。これらの傾向が極端に現れ、その攻撃が自己に向かった場合は「不登校・ひきこもり」として現れ、他者に向かった場合は「いじめ」や「非行」となって現れます。どちらの形で現れたにせよ、これらは子どもたちの孤立を深め、社会との健全な関わりを阻害するものに他なりません。早期発見と様々な機関が連携した支援を行う必要があります。特に、子ども・若者気質の変化は、即戦力を重視する企業採用や地元企業の減少、地方における地域コミュニティの縮小など日本の社会構造が変化したことにより、以前であれば子どもが成育する中で接することができた多様な生き方・暮らし方を知る機会が減少していることも一因と考えられることから、これらの子どもたちへの対応は、学校のみで行うものではないことを認識する必要があります。実際、現代社会も決して画一的ではなく、様々な仕事や役割を持つ多様な価値観の人々で構成されています。変化に富み、魅力的な個人が地域社会を支えている現実を知り、「こんな人になりたい」「こんな生き方をしてみたい」という「生き方モデル」を形成していくことが、子どもたちの自己肯定感と他者への尊重を大きく向上させることにつながると考えます。また、子どもたちの持っている力を、地域社会の中で発揮できる機会を作ることを積極的に行い、自己効力感を強化する視点も重要です。

(2) 今後の方向性と政策提言

貧困世帯は社会的に孤立する傾向が強く、その実態を把握することが困難であることから、問題が起きていても早期発見が難しい状況にあります。これは「ひきこもり」も同様のことが言えます。適切な支援を実施するためにはまず、その世帯を認定すると共に、各々の抱えている問題を把握することが必要です。

東京都荒川区では「あらかわシステム」と呼ばれる画期的な子どもの貧困対策を実施しています。区のシンクタンクが子どもの貧困が発生する主たる原因を具体的な事例を通して研究し、その対策を区に提言することにより、養育支援訪問支援や学びサポートなど、区独自の事業の実施により成果を上げています。

子どもの貧困対策及び児童虐待防止に向けて、まず、盛岡市が行わなければならないことは、子どものいる貧困世帯の実情の把握を行うことだと考えます。すでに盛岡市の施策として貧困支援の活動を行っている「盛岡市くらしの相談支援室」、「女性センター」、「もりおか復興支援センター」や「インクルいわて」などの行政機関や民間団体から情報提供を受けるのと同時に、地域住民からの協力も仰ぐために、児童虐待防止「オレンジリボン運動」などの市民に対する啓発事業の実施に力を入れていただき、困難をかかえる世帯を社会的孤立に陥らせない地域作りに取り組む必要があります。その後、提供された情報の具体的な事例について研究に着手し、実現可能な部分から施策化をしていくという、荒川区のシステムを導入することを提言いたします。

また、子どもの貧困対策として、すでに生活保護世帯へは実施しており、生活困窮世帯に対しては今年度から開始をしている学習支援事業の充実を図ること、就学援助の「クラブ活動費」、「生徒会費」、「PTA会費」の3費目の早期実施を求めます。

「不登校・ひきこもり」や「いじめ」、「非行」については、現在すでに実施されておりますが、子どもが社会と関わる教育の実践をさらに推し進める必要があります。地元の商店や企業への訪問や社会人講師による授業は、子どもたちに多様な生き方を指し示すことであると同時に、各々の生活が地域社会とつながっていることの理解に効果があります。

神奈川県では高校で「シチズンシップ教育」を実施しています。社会参加、及びキャリア教育の一環として「政治参加教育」、「司法参加教育」、「消費者教育」、「道徳教育」の四つの課題で、実際の現場の見学や模擬裁判等を行う生きた教育として、教育課程に位置づけています。この考え方は、子どもが大人に庇護されるだけのものではなく、共に社会をつくる一市民としての位置づけから生まれたものだと考えます。盛岡市でも「除雪ボランティア」など地域協働の試みの中で、子どもたちの参加が活動の一部を担っている実践もあり、盛岡市は子どもの社会参加をさらに推進するよう、より一層、具体的な提案を子どもたちに投げかけていただきたいと思います。また、「いじめ」や「体罰」は他者に対する暴力という犯罪であり、法令遵守は市民が果たさなければならない義務であるという観点で教育を行うべきです。学校内でも地域でも、子どもを単に庇護すべき存在としてではなく、社会の構成員として位置づける視点が求められています。

子どもの健全育成のためには「誕生日からの切れ目のない支援」とい

う視点が必要です。乳児期，幼児期，学齢期と子どもたちは成長するに連れて，一日を過ごす場所や関わる人たちが変わっていきますが，ステージの変更と共に支援が途切れてしまうことのない体制を構築していかなければなりません。そのために，乳幼児期の保健師訪問などのアウトリーチによる貧困世帯や養育困難児，及び養育を困難としている保護者の世帯を発見し，早い段階で支援機関へのつながりが行われる仕組みを作ってくださいよう，要請をいたします。

問題を抱える子どもたちへの支援は，保健・医療・福祉・教育・矯正・更生保護・雇用・相談等の各機関が連携して行われなければなりません。すでに盛岡市では「もりおかユースネット」による連携が行われていますが，一般的な情報共有だけではなく，具体的かつ個別のケースにも対応できるネットワークとして充実を図っていくことが必要でしょう。また，同様の観点から行政の組織体系も縦割りの弊害を廃し，子どもに係る総合的な支援を行いやすい体制に整備していただきたいと考えます。最も望ましいのは，子どもに関わる部署である「(仮称)子ども・青少年局」の設置を行うことです。この「(仮称)子ども・青少年局」が中心となって関連各機関の連携を強化，「もりおかユースネット」参加の民間団体も含めた，いわば「子ども版地域包括ケアシステム」とも言える広いネットワークを形成し，貧困や虐待，いじめなど，課題を抱える子どもの早期発見と適切な支援の実施を行える体制を構築していただきたいと考えます。

同時に，重大な問題が発生してからその対処にあたるのではなく，問題発生理由や解決の方法を検討することで，問題そのものの発生を減らす，あるいは早期発見により問題の重篤化を防ぐための施策提言を行う研究機関の設置をご検討下さい。

2 子育て環境改善の取り組みについて

(1) 現状の把握と課題の整理

今年度から始まる「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」では，子どもは社会の希望であり，未来を創るかけがえのない大切な存在と位置づけ，子どもの健やかな育ちと，保護者の子育てを支えることが社会の担い手を育成するための重要な「未来への投資」であるとしています。しかし，核家族化や共働き世帯の増加，労働の長時間化等により，本来，楽しいものである子育てに負担を感じる保護者が増加しています。育児ストレスの増加が保護者や子どもに悪影響をあたえることがないよう，

積極的な子育て環境改善が望まれています。

平成 26 年 4 月 1 日現在の盛岡市の保育所待機児童数は 54 人で、北海道・東北の中核市の中では、旭川市の 86 人に次いで多い状況でした。平成 27 年 4 月 1 日現在の保育所待機児童数は 9 人と大幅に減少しました。保健福祉部や関係機関のご尽力は理解いたしますが、残念ながら目標であった「保育所待機児童ゼロ」には届かず、また、昨年までの傾向から推測すると、今後、保育所待機児童は増えていくと予測されますので、より一層の努力が求められています。盛岡市の保育所待機児童は、住宅地の造成が続く盛南地区や都南地区で多いのが特徴です。子ども・子育て支援法に基づくニーズ調査の結果は、認可保育所への入所の要望が最も多いため、この地域での整備が求められています。

放課後児童クラブは、新年度から「子ども・子育て支援新制度」に位置付けられ「量の確保」と「質の改善」に向け、市の責任のもとに進められることになりました。保育所同様、平成 27 年 4 月に放課後児童クラブにも待機児童が生じることが危ぶまれましたが、地域の放課後児童クラブの協力により待機児童は生じなかったとかがっています。しかし、このままでいくと平成 28 年 4 月には放課後児童クラブにも待機児童が生じることが確実視されており、早急な対策が必要です。施設の狭隘化・老朽化も問題です。開所時間の延長や障がいのある児童の受け入れについての要望も高いことから、職員配備の基準を手厚くすることが必要と考えられます。

平成 25 年版厚生労働白書によれば、平成 23 年の調査で、理想とする子ども数と同じか、それ以上の子どもを産んでいる女性は 7 割程度しかおらず、理想子ども数を実現できない理由に「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と答えた人が最も多く、6 割以上となっています。特に、妻の年齢が 30 歳未満の若い世代では 8 割以上にものぼります。ここから考えても、子育て中の多くの保護者が経済的な負担軽減の拡充を求めていると言えるでしょう。保育料の軽減は子育て支援施策として歓迎されており、特に多子世帯への軽減が重要です。放課後児童クラブの保育料も同様のことが言えます。また、子どもの医療費の負担軽減も要望の高い課題です。厚生労働省によれば、平成 26 年 4 月 1 日現在で、全ての市区町村が子どもの医療費の援助を行っており、岩手県内の市では通院・入院とも 12 歳年度末までの実施が多く、通院に対する援助が盛岡市同様に就学前までとしているところは、平成 27 年 4 月 1 日現在で盛岡市を含めて 2 市しかありません。今定例会において、盛岡市でも平成 28 年

度から 12 歳年度末までの通院費に対する助成を実施するとの発言が市長からあり、当委員会としては心から歓迎するものですが、全国的には通院・入院ともに 15 歳年度末まで実施している市区町村が最多となっており、更なる努力が求められています。

(2) 今後の方向性と政策提言

これからの人口減少による様々な問題が懸念される中で、子育て環境の整備が整わないままでは、少子化の進行をくい止めることはできません。盛岡市が新総合計画の中で子育て支援施策を戦略プロジェクトの一つに位置付けられたことは、その点から大いに評価するものです。

「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」では、平成 27 年 4 月時の保育所待機児童ゼロと平成 29 年度までには年間を通してゼロをめざし、5 年間で 500 人の定員増を図る計画が示されましたが、特に盛南・都南両地区での定員増は喫緊の課題と捉え、計画を達成するようにお願いいたします。

保育所待機児童の解消は、認定子ども園の普及や私立保育所の新設・改修、地域型保育事業の導入や認可外保育施設の認可保育所への移行支援等を実施することで行っていく方向ですが、保育の質を高め、子育て支援の充実を図るために市立保育所の役割を明確にし、位置づけるべきと考えます。横浜市では市立保育所 54 園を「市立保育園を活用した保育資源ネットワーク構築事業事務局園」に指定し「各保育資源と連携して保育資源全般の保育の質の維持・向上を図る」、「育児相談や育児講座の実施で、育児不安の解消等を図る」、「児童虐待等への対応や障害児保育、養育支援家庭への支援を進める」、「地域の教育・保育施設のつなぎ役となる」という役割を持たせています。盛岡市では段階的に保育所の民営化を進めていますが、今まで構築した市立保育所のノウハウを全ての保育資源に還元し、保育の質を高めることに貢献すべきではないでしょうか。市立保育所を盛岡市での子育て施策展開の最前線と位置づけていただきたいと考えます。また、待機児童解消のための緊急対策として、当面、市立保育所での未満児保育の定員拡充を求めます。

放課後児童クラブに対しては、ニーズの高まりに対しての対応が求められています。待機児童が予測される地区での増設を要望します。また、全市の放課後児童クラブについて施設点検を実施し、危険箇所の改修を行うと同時に、子どもたちが放課後を過ごすために十分な広さを確保できるように、施設整備をお願いいたします。同時に、開所時間の延長や障

がい児の積極的な受け入れを実施し、そのための人員配備を行って下さい。

子育て世帯に対する経済的負担軽減については、保育料の軽減はもとより、子どもの医療費への援助を早急に拡充する必要があります。医療機関での窓口負担がようやく現物給付化される見通しですが、特に多子世帯への援助の拡大を早急を実現すべきです。

最後に、保育所などの子どもを預ける施設の環境改善だけでは、子育て環境の充実はなし得ないと考えます。長時間にわたる労働や人員配置の不足で子どもが病気になっても休むことのできない状況など、仕事と育児が両立できない労働環境が存在することが問題です。盛岡市は、子育てに対して配慮することは企業の社会的役割の一つであるという考え方に立ち、企業に対する「ワーク・ライフ・バランス」の啓発・啓蒙に力を注ぐべきだと考えます。

1. 結び

平成 27 年 4 月 1 日現在の 15 歳未満の子どもの推計人口は、前年より 16 万人少ない 1,617 万人で、昭和 57 年から 34 年連続の減少となりました。総人口に占める子どもの割合も 12.7% となり、41 年連続の低下です。人口減少による自治体消滅が不安視される中、子どもたちも、子を持つ世帯も確実に社会的少数者となっていることから、行政や政治の場に彼らの声が届きづらくなっている可能性があります。子どもたちの保護者や子どもたち自身の声を受け止めるためには、今以上に、彼らの要望に注意を払い、敏感にならなければなりません。

現在の子どもたちの姿は、10 年後、20 年後の日本の姿に他なりません。未来を担う子どもたちが健やかに成長していくために、子育て環境の充実と、子どもたちを見守り、育む地域社会の構築のために、盛岡市が最大限の努力を行うよう要望して、報告書の結びといたします。